

希少な動植物の密猟・密輸対策の強化の方向性について

環境省

1 密猟・密輸防止のための関係機関との連携体制の構築

環境省那覇自然環境事務所が密猟・密輸に関係する行政機関、関係機関に参加を呼びかけて、対策に係る情報交換、意見交換の場を来年1月を目途に設置予定。

2 生息地での監視・パトロールの強化

警察、林野庁、県、地元自治体、地域の関係団体等との連携を強化して、生息地内の監視・パトロールの回数や区域をさらに拡大。

3 地域住民や観光客による監視体制の強化

密猟は犯罪であり、その疑いのある場合は通報を求め、その通報窓口を周知するためのポスター・チラシを今年度作成し、空港、港、地域の利用拠点に掲示・配付。

4 国外の持ち出し拠点となる空港、港での確認体制の強化

国外への持ち出し拠点となる空港、港での荷物検査において、希少な動植物が含まれている疑いがある場合は、通報を関係機関に要請するとともに、環境省が関係機関と連携して不定期の検査の可能性も検討。

5 国内移動の拠点となる空港での確認体制の強化

国内移動の拠点となる空港での荷物検査において、希少な動植物が含まれている疑いがある場合は、通報を関係機関に要請。